

県道大津信楽線の通行止めに伴う新名神高速道路（信楽 I C ⇄ 草津田上 I C）
の代替路（無料）措置について

滋賀県では、令和3年8月18日に大津市上田上桐生町地先で発生した崩土により、県道大津信楽線（大津市上田上牧町から上田上大鳥居地先）の通行止めを実施しているところです。

これに伴い、迂回路として他の県道等を設定していますが、ご利用に相当な支障が発生しており、また、現地調査の結果、通行止めの解除に日時を要することが判明しました。

このため下記のとおり、並行する新名神高速道路の信楽 I C から草津田上 I C 間を代替路として無料措置を実施することとなりました。

記

1. 実施期間

令和3年9月4日（土）午前0：00から県道大津信楽線の通行止め解除まで
※この措置が終了する際は、別途お知らせします。

2. 対象車両

新名神高速道路において、以下の I C が入口かつ出口となるご利用
（全車種が対象、ただし二輪車 125cc 以下の車両は除く）

3. 代替路（無料）措置の対象

信楽 I C および草津田上 I C
（詳細は次頁のとおりです）

4. 通行方法

一般レーン、ETCレーンのいずれかを走行しても代替路（無料）措置の対象となります。

- ・ ETC をご利用の場合、料金表示器および利用照会サービスなどにご利用履歴が表示される場合がありますが、通行料金は発生いたしません。
- ・ ETC をご利用でない場合、入口一般レーンで通行券をお取りいただき、出口一般レーンで料金精算機に通行券を挿入してください。

5. お問い合わせ先

■ 県道に関すること

滋賀県土木交通部道路保全課

電話：077-528-4133

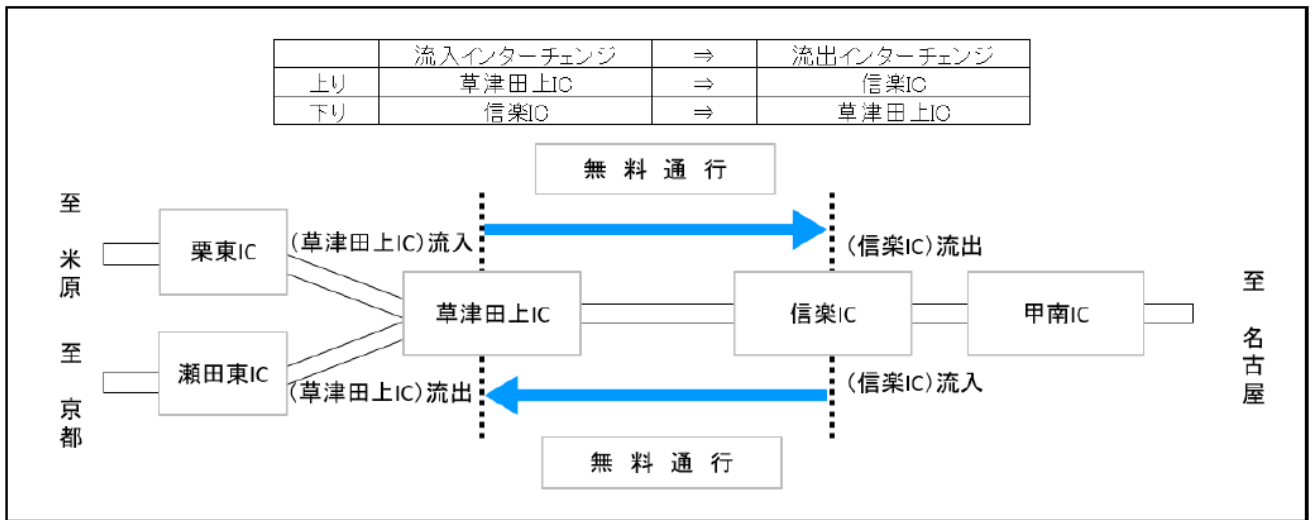
■ 通行料金や新名神高速道路に関すること

NEXCO西日本 お客さまセンター（24時間対応）

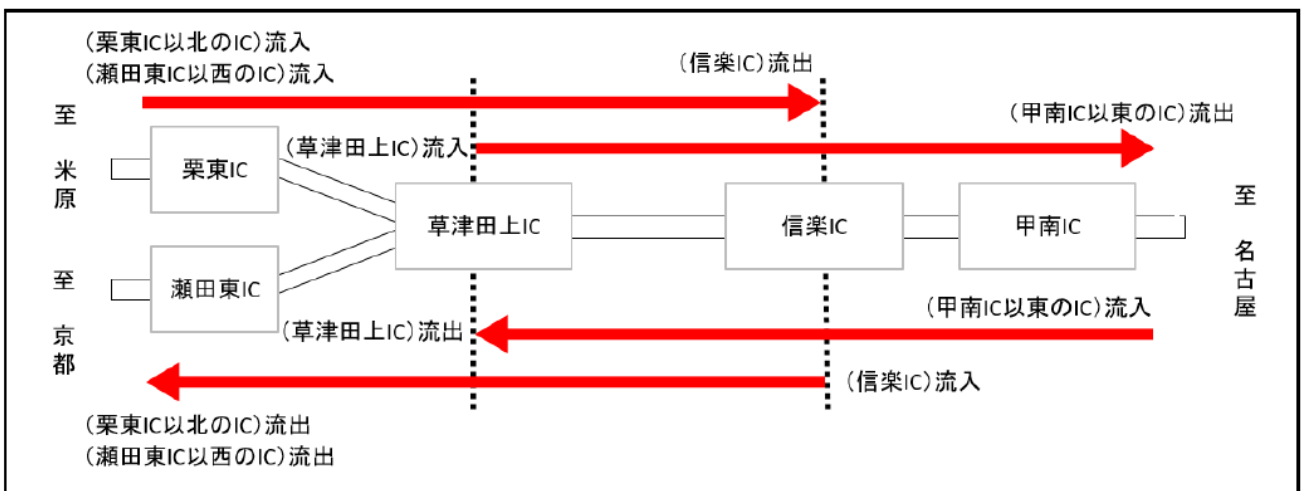
電話：0120-924-863



【代替路(無料)措置の対象】



【代替路(無料)措置の対象外(有料)】



無料となる区間は信楽ICおよび草津田上ICを利用したときのみです。
他のICからの乗り入れ、他のICで降りた場合には通常料金が発生します。

(参考例)

- ①信楽ICから乗り入れ、草津田上ICで降りた場合=無料となります。
- ②甲南ICから乗り入れ、大津ICで降りた場合=通常料金が発生します。
(信楽IC~草津田上IC間の料金が無料にはなりません)
- ③甲南ICから乗り入れ、草津田上ICで降りた場合=通常料金が発生します。
(信楽IC~草津田上IC間の料金が無料にはなりません)